

平成29年度第2回岡山県日本型直接支払等推進委員会 次第

日時：平成30年2月9日(金)10:00～12:00

場所：ピュアリティまきび 3階 飛鳥

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 中山間地域等直接支払交付金の中間年評価について

(2) 環境保全型農業直接支払交付金の中間年評価について

4 閉 会

傍 聴 要 領

岡山県日本型直接支払等推進委員会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻10分前までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、あらかじめ審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

平成29年度第2回岡山県日本型直接支払等推進委員会 名簿

平成30年2月9日(金)

ピュアリティまきび 飛鳥

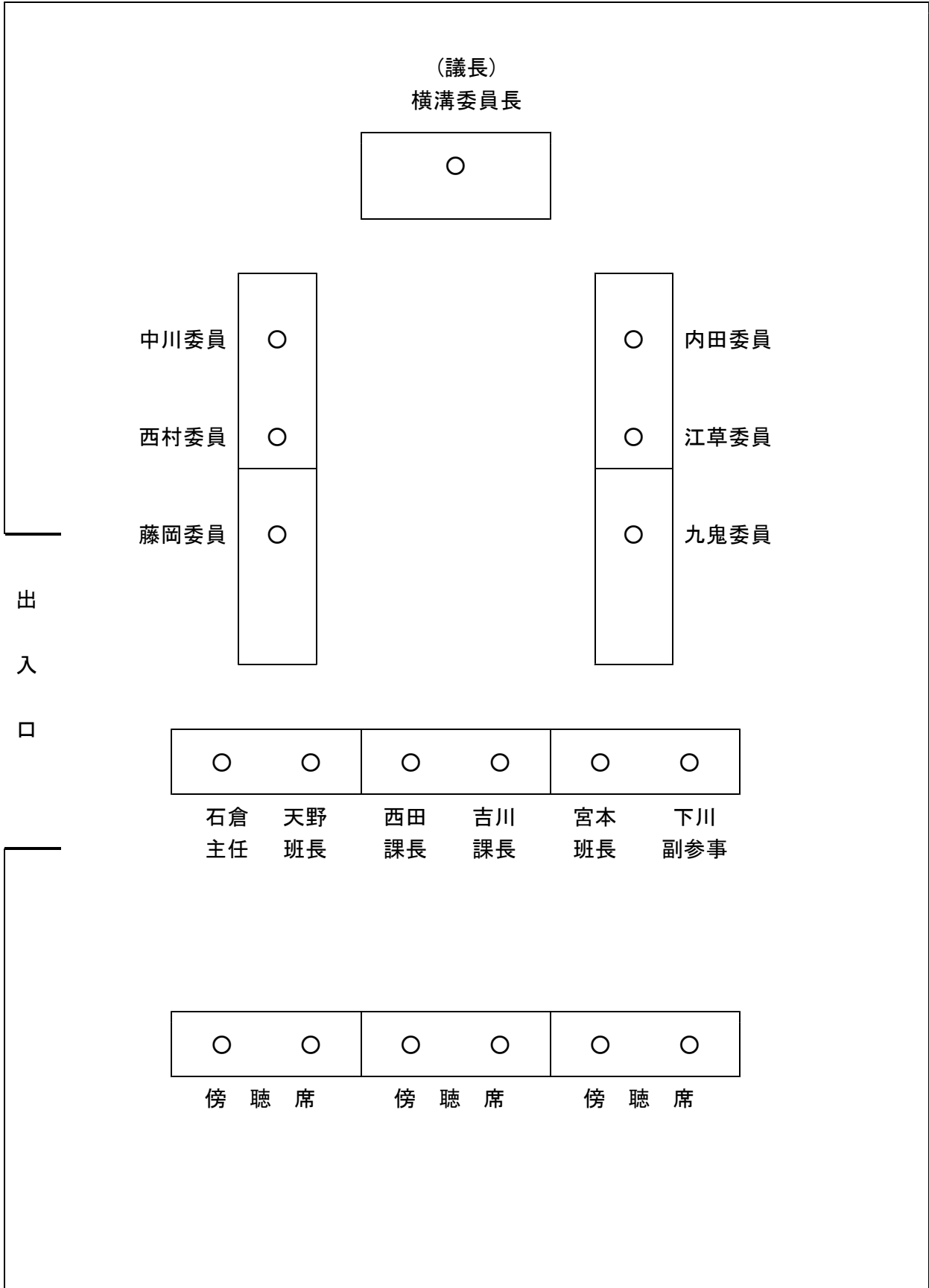
所 属		役 職	氏 名	備 考
委 員	前岡山県6次産業連携コーディネーター		内田 千栄	
	(株)バイトマーク (シニア野菜ソムリエ)	代 表	江草 聡美	
	岡山大学大学院(環境理工学部)	准教授	九鬼 康彰	
	(一社)岡山県婦人協議会	副会長	中川 初美	
	(一財)岡山経済研究所	主任研究員	西村 宰	
	山陽新聞論説委員会	委 員	藤岡 慎吾	
	岡山大学大学院(農学部)	教 授	横溝 功	

(敬称略 五十音順)

事 務	農村振興課	課 長	西田 豊	
	中山間地域農業推進班 (中山間地域等直接支払)	総括副参事	天野 哲也	
		主 任	石倉 聡	
局	農産課	課 長	吉川 二郎	
	安全農業推進班 (環境保全型農業直接支払)	総括副参事	宮本 政志	
		副 参 事	下川優美子	

平成29年度第2回岡山県日本型直接支払等推進委員会 配席図

平成30年2月9日(金)
ピュアリティまきび 飛鳥



岡山県日本型直接支払等推進委員会設置要領

(目的)

第1条 本県における日本型直接支払制度(多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払)の実施及び農業振興地域制度の運営に当たり、透明性を確保し、明確かつ客観的な基準の下に適正な執行を行うため、岡山県日本型直接支払等推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 多面的機能支払制度に係る事項

- ア 交付金の実行状況の点検、対象組織の取組の評価等に関する事
- イ 活動組織の取組状況の評価及び指導助言に関する事

(2) 中山間地域等直接支払制度に係る事項

- ア 交付金の実行状況の点検に関する事
- イ 市町村における地域指定状況の評価に関する事
- ウ 知事の定める特認基準についての検討等に関する事

(3) 環境保全型農業直接支払制度に係る事項

- ア 交付金の実行状況の点検に関する事
- イ 農業者団体等の取組の評価及び指導助言に関する事

(4) 農業振興地域制度に係る事項

岡山県農業振興地域整備基本方針の作成(変更)への意見に関する事

(5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事

(委員の構成)

第3条 委員会は、次の区分の委員8名以内で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) マスコミ関係者
- (3) 経済・消費者団体関係者等

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成32年3月31日までとする。

2 委員が都合により辞任した場合、必要に応じ、委員会の同意により、委員を補充するものとし、その場合の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は必要に応じて召集し、委員長が議長を務める。

(事務局)

第7条 事務局は岡山県農林水産部農村振興課内に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会において別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月13日から施行する。

岡山県日本型直接支払等推進委員会委員名簿

平成28年10月現在

区 分	氏 名	所 属	備考
学識経験者	九鬼 康彰	岡山大学大学院環境生命科学研究科・准教授 (環境理工学部)	
	横溝 功	岡山大学大学院環境生命科学研究科・教授 (農学部)	
マスコミ	藤岡 慎吾	山陽新聞論説委員会・委員 (H28. 9. 1から)	
経済・消費団体関係者等	内田 千栄	元 県6次産業連携コーディネーター	
	江草 聡美	株式会社バイトマーク シニア野菜ソムリエ	
	中川 初美	(一社)岡山県婦人協議会・副会長	
	西村 宰	(一財)岡山経済研究所・主任研究員	
	吉澤 威人	岡山県商工会連合会・会長	

※区分内で五十音順

中山間地域等直接支払制度に係る中間年評価について

1 中間年評価の趣旨

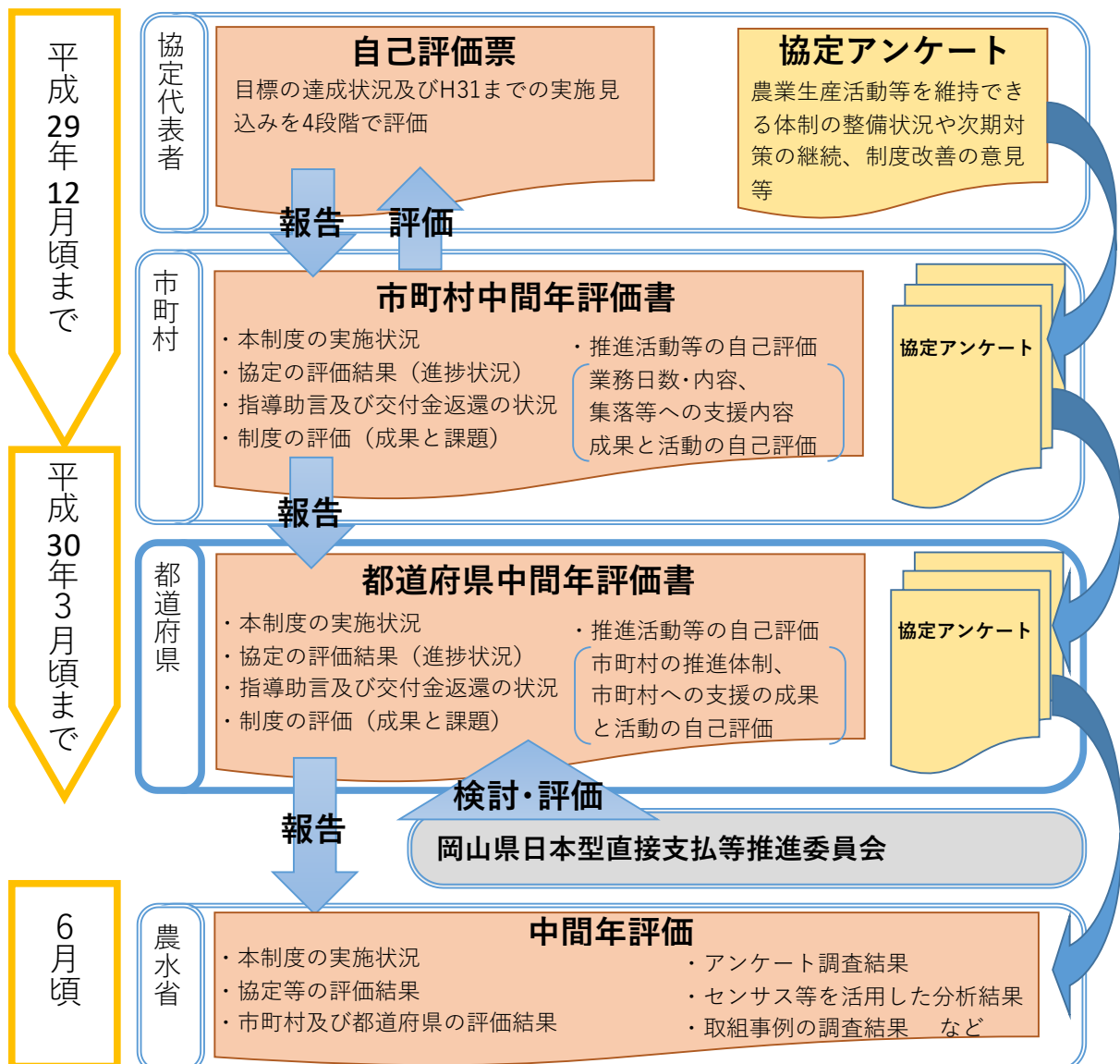
中間年評価は、協定活動の取組状況を点検し、本制度の効果を確認するとともに、点検の結果、浮かび上がる協定活動の改善点及び現行制度の課題を明確化し、第4期対策の更なる推進と次期対策に向けた検討に資することを目的とする。

2 評価方針

第4期対策の中間年評価は、協定における取組状況等について、集落等、市町村、都道府県、国の各段階で実施する。

評価に当たっては、農業農村の多面的機能を維持していく上で重要な「農業生産体制」「所得形成」「集落維持」「行政取組等」の効果を分析した上で、「本制度全体の総合的評価」を行う。

3 中間年評価の評価方法及びスケジュール



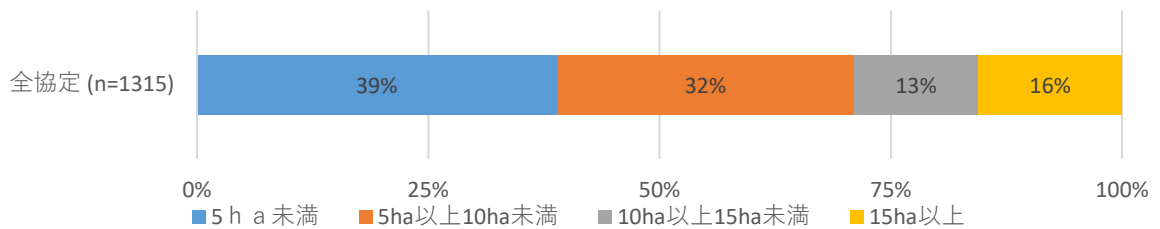
中間年評価に係る集落協定アンケートの主な結果

1 集落協定・農業生産・担い手の状況について

(1) 集落協定の規模・取組内容について

ア 規模

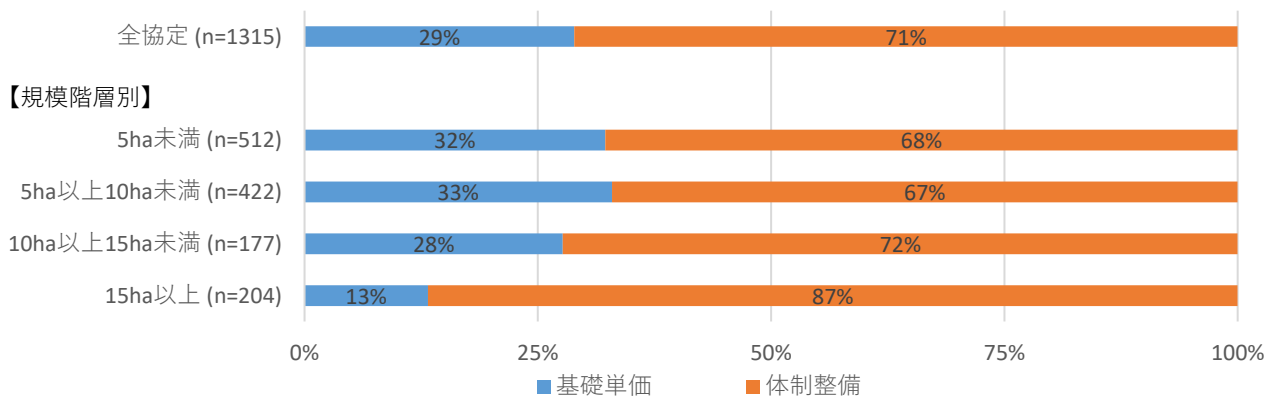
- 協定の平均面積は9haで、5haごとの規模階層に分けると、5ha未満の小規模協定が512協定(39%)を占め、15ha以上の協定は204協定(16%)となっている。



※グラフの割合は、小数点1位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。(以下同じ。)

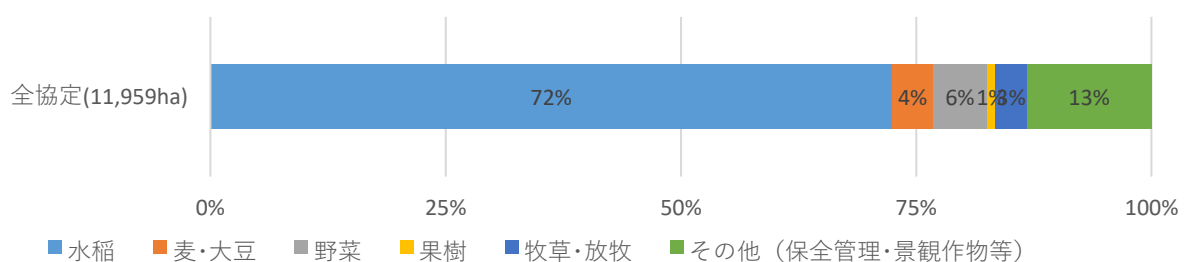
イ 取組内容

- 全協定の71%に当たる940協定が、基礎的な取組に加え共同で支え合う仕組みづくり等を行う体制整備単価に取り組んでいる。
- また、協定の規模階層別に分析すると、規模が大きくなるに従い、体制整備単価に取り組む協定の割合が増加する傾向にあった。



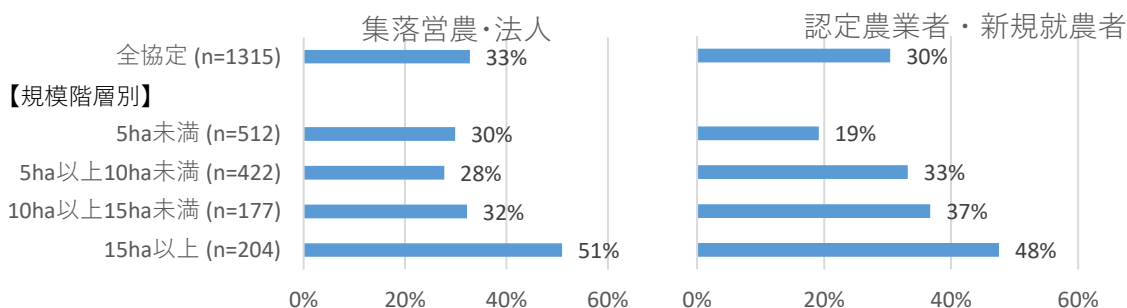
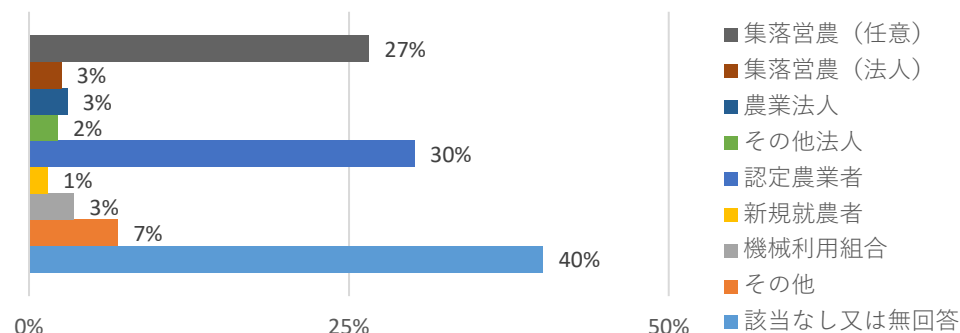
(2) 農業生産の状況について

- 協定農用地の72%に当たる8,658haで水稲が作付けされていた。水稲と比較し、単面積当たり収益の高い野菜・果樹は、7%に当たる790haで栽培されている。



(3) 担い手の状況について

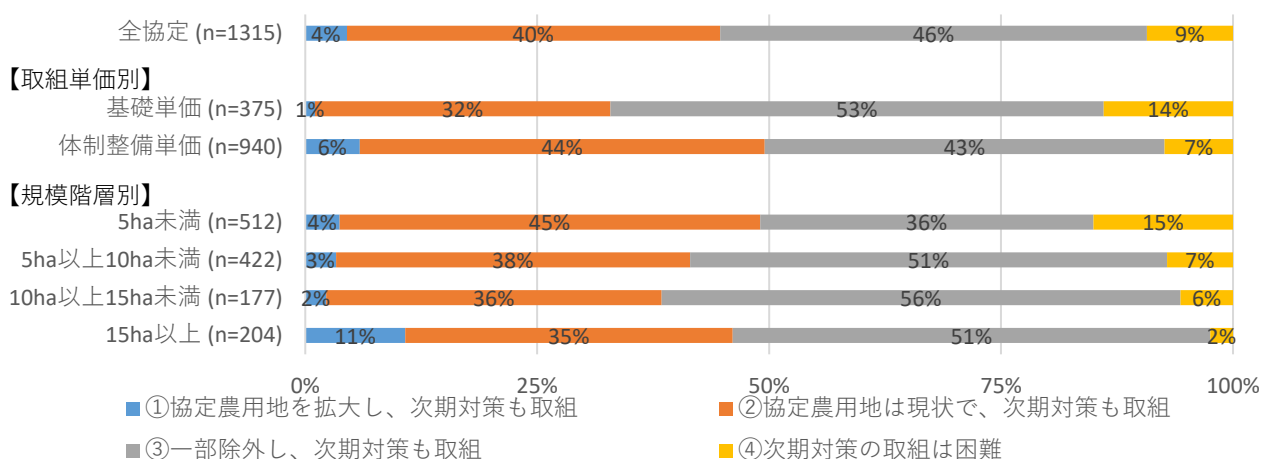
- 担い手として任意の集落営農組織や農業法人、認定農業者が存する協定が多かった。一方で、集落営農組織等の担い手がない（又は無回答）の協定が4割あった。
- 協定の規模階層別に分析すると、集落営農（任意・法人）又は農業法人を担い手とする協定は15ha未満の協定では約3割だったが、15ha以上の協定では約5割となった。また、認定農業者又は新規就農者を担い手とする協定の割合は、規模に比例して増える傾向にあった。



2 本制度の評価について

(1) 平成32年度以降の次期対策への取組について

- 次期対策にも取り組むと回答した協定は、全体では1,193協定(91%)となっている。
- 取組単価別では、体制整備に取り組んでいる協定が869協定(93%)であり、基礎単価のみの協定に比べて取組を継続すると考えている割合が高い。
- 協定の規模階層別に分析すると、協定規模が小さいほど次期対策の取組が困難と考える協定の割合が高くなっている。また、15ha以上の協定では11%が次期対策において規模拡大を考えている。



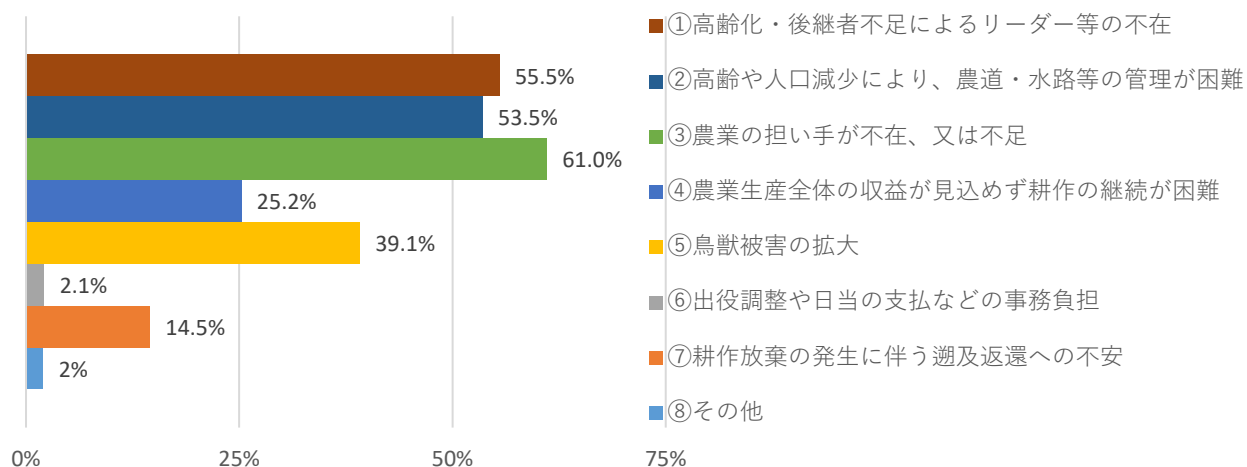
(2) 次期対策に取り組まない又は次期対策～10年後には一部農地が荒廃する可能性のある

協定について 【1,008協定、77%】

ア 協定農用地の耕作、又は維持管理、農道・水路等の管理等に係る共同活動ができなく

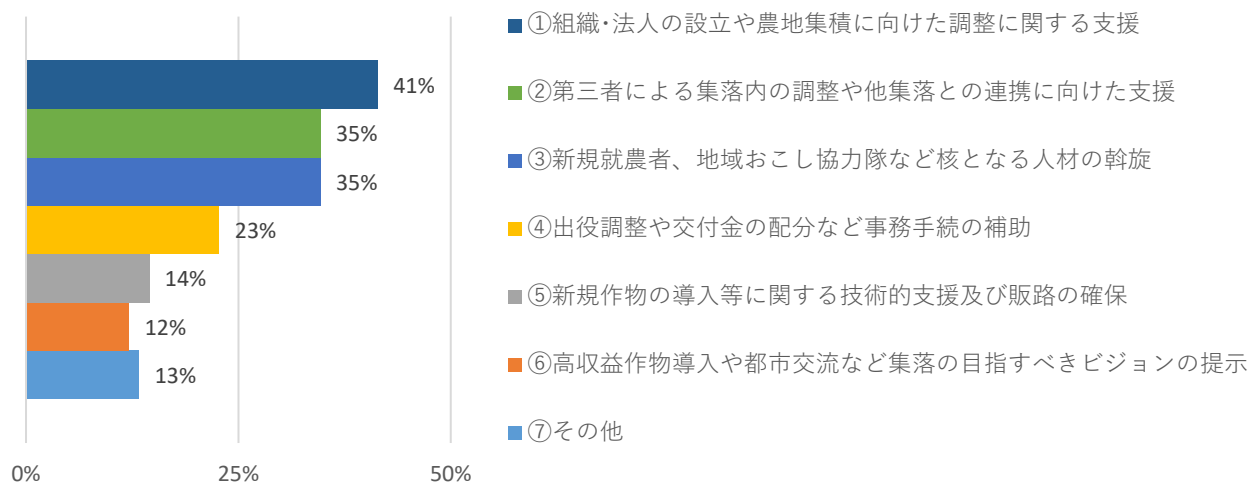
なる理由【複数回答3つまで】

○ 担い手の不在又は不足やリーダー等の不在など、人材に関する理由がそれぞれ50%以上を占めている。



イ 共同活動を継続的に実施するために必要な支援【複数回答3つまで】

○ 組織・法人の設立や農地集積に向けた調整に関する支援が417協定(41%)、次いで第三者による集落内の調整や他集落との連携に向けた支援が349協定(35%)、新規就農者・地域おこし協力隊など核となる人材の斡旋が349協定(35%)となっており、地域の合意形成や核となる人材の確保に対する支援が求められている。

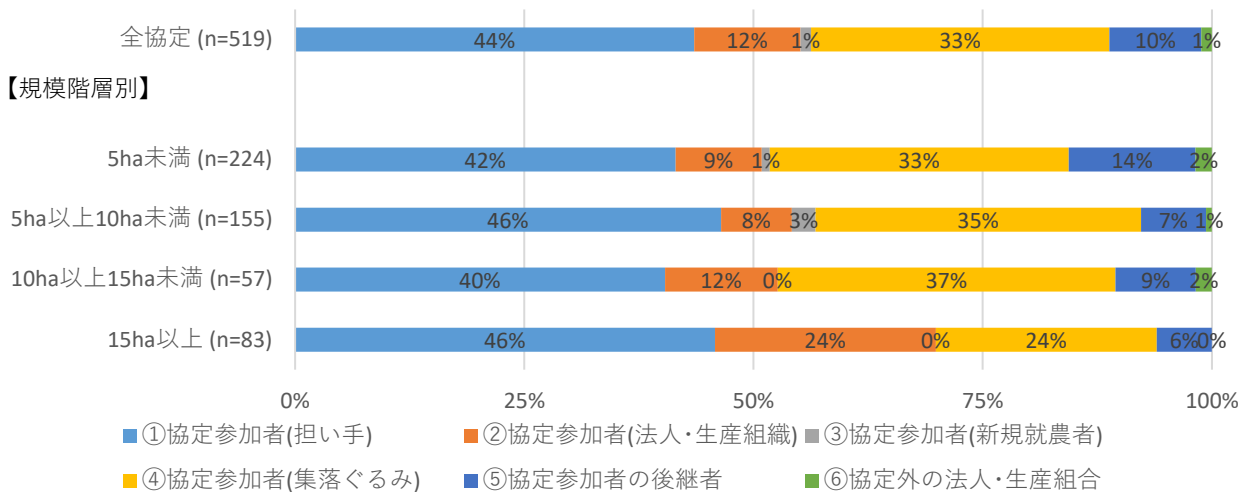


(3) 協定農用地を現状維持又は拡大した上で、次期対策に取り組む協定について

【519協定、39%】

ア 次期対策～10年後に協定内で耕作又は維持管理の中心となる者について

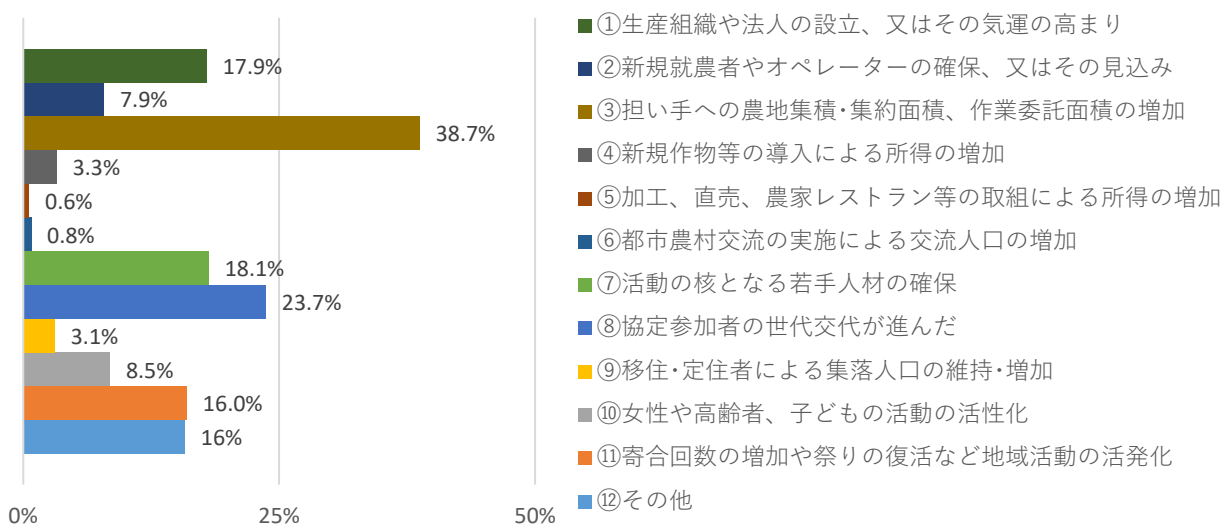
- 協定参加者である担い手が44%、集落ぐるみが33%、協定参加者である法人や生産組織が12%となっている。
- 協定の規模階層別に分析すると、規模が大きい協定ほど法人や生産組織であると回答した割合が高い傾向にあり、15ha以上の協定では24%となっている。協定の広域化を進めるには、営農の組織化や法人化が必要となることが伺える。



イ 次期対策～10年後も協定農用地を維持管理できる体制が整ってきた理由

【複数回答4つまで】

- 担い手への農地集積・集約や、人材の確保、生産組織等の設立により、維持管理できる体制が整ったことが伺える。
- こうした地域で、具体的にどのような取組により体制整備したのかを聞き取り、横展開を図っていくことが重要と考えられる。

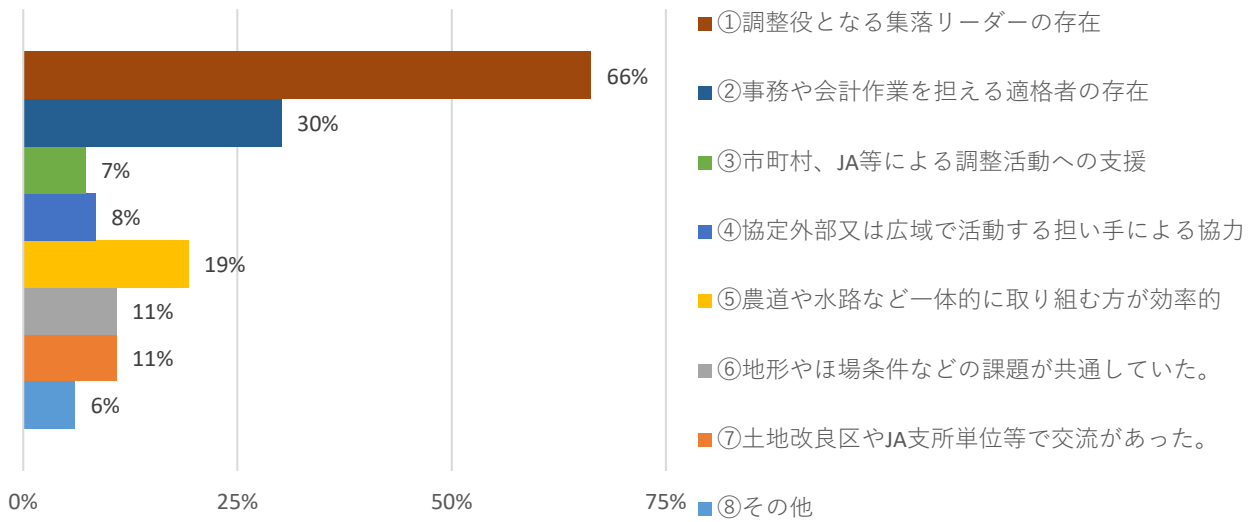


(4) 協定農用地を現状維持又は拡大した上で次期対策に取り組む15ha以上の協定について

【83協定、6%】

◎ 協定面積を拡大したり複数集落で連携できた要因【複数回答3つまで】

○ 地域の合意形成を図る調整役の存在が、広域的な取組に重要となることが伺える。

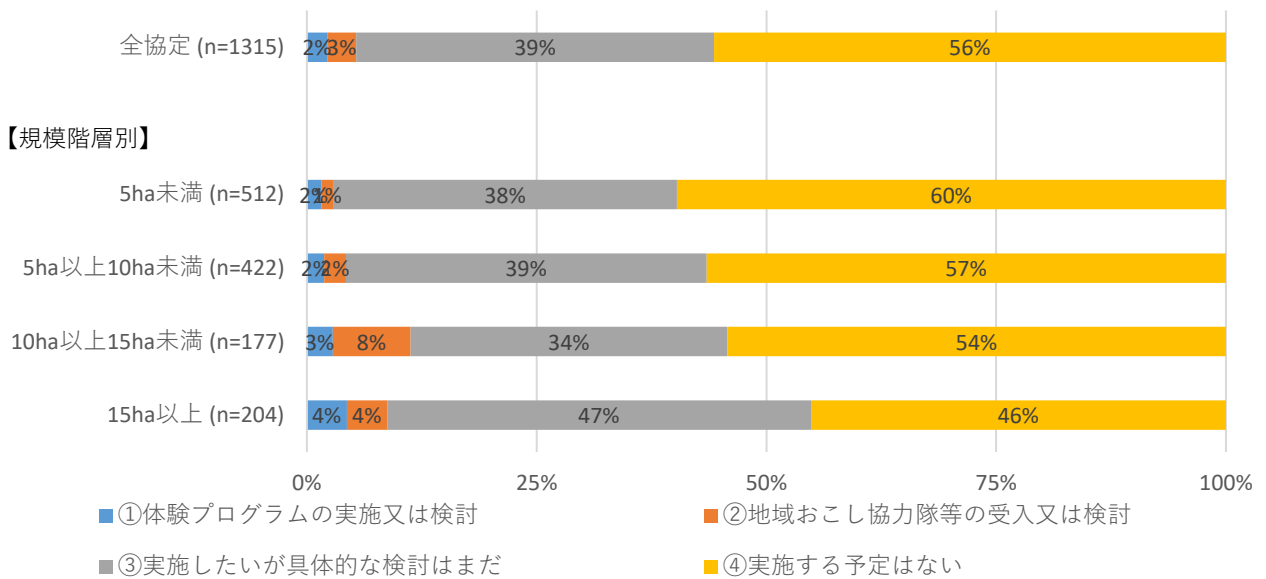


3 地域外からの「人の呼び込み」について

(1) 都市住民交流や地域おこし協力隊など外部人材の受け入れなど

「地域外からの人の呼び込み」の取組状況【①、②は複数回答可】

○ 体験プログラムの実施や地域おこし協力隊の受入などを実施中、又は検討中の協定は延べ71協定、実数で66協定(5%)と少なかったが、協定の規模階層別に分析すると、規模の大きい協定ほどこうした取組を前向きに考えている傾向が伺える。



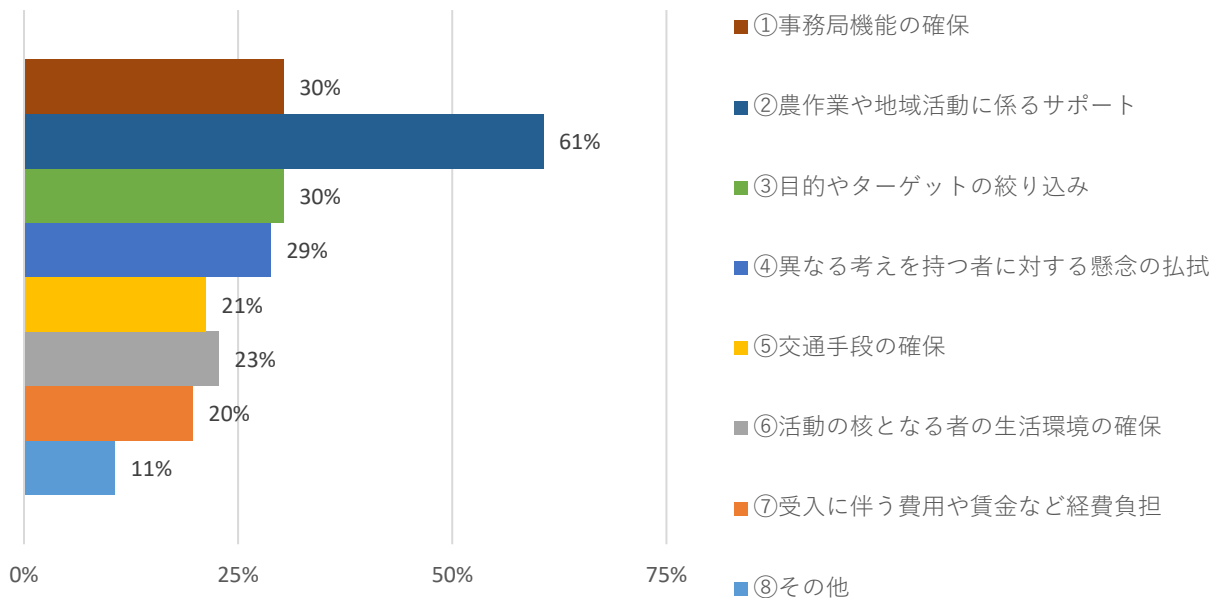
(2) 「地域外からの人の呼び込み」に取り組む、又は具体的に検討中の協定について

【66協定、5%】

◎ 実施に当たり課題となったこと、集落の合意形成を図る上で苦労したこと

【複数回答可】

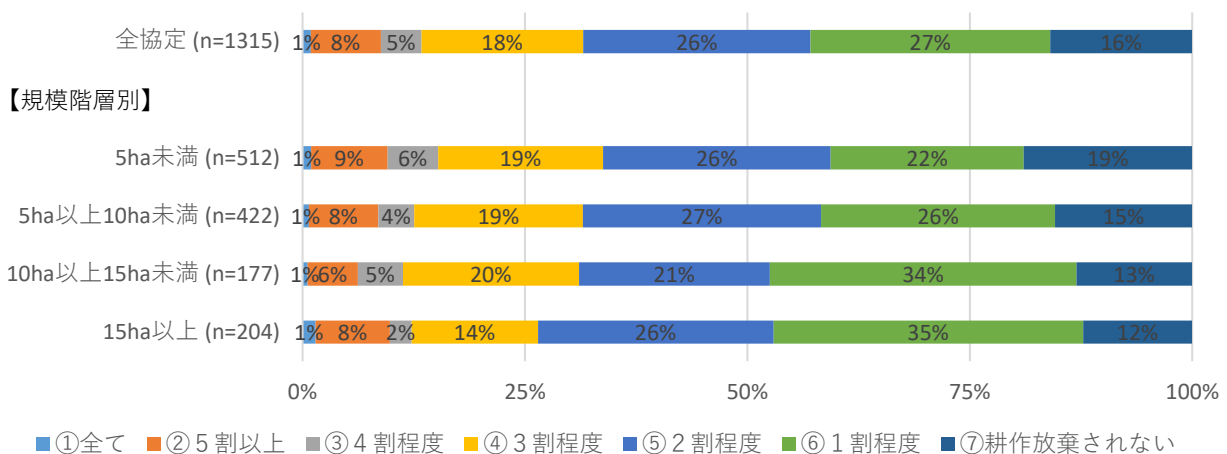
○ 農作業が忙しい中で、呼び込む者への農作業や地域活動に係るサポートをどのように行うかが大きな課題となっていることが伺える。



4 耕作放棄の発生防止、抑制について

本制度に取り組んでいなかった場合、平成27年度から31年度の5年間に発生したと思われる耕作放棄地の割合

○ 全協定のうち耕作放棄地が農地の1～3割程度発生するとした協定は929協定(71%)、4割以上とした協定が176協定(14%)にもものぼり、一方、発生しないと回答したのは210協定(16%)にとどまった。

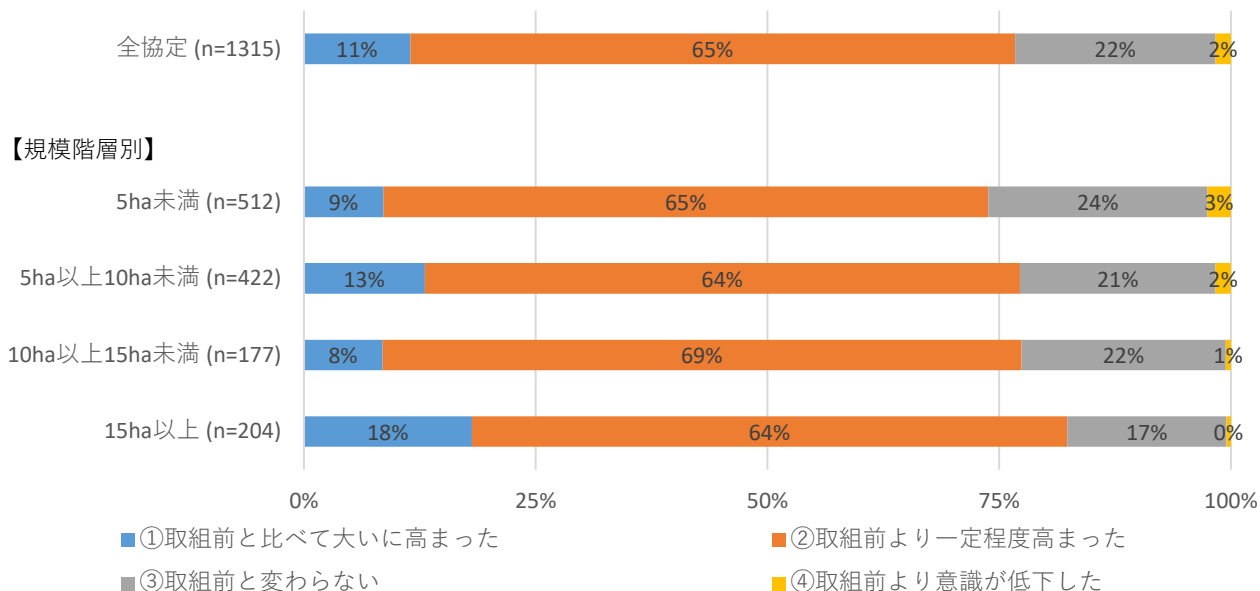


5 集落機能の維持について

本制度に取り組むことにより「協働意識※」は集落で定着したと思うか。

※協働意識：集落の農地等を保全管理するといった目標を共有し、共に力を合わせて活動する意識

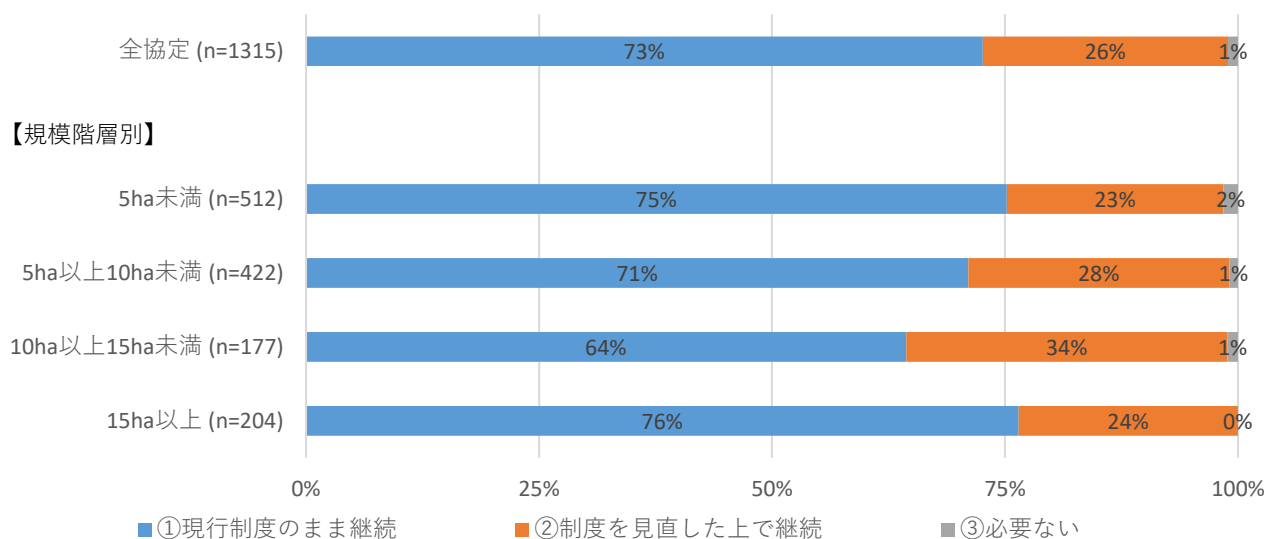
- 1,009協定(77%)が、協働意識が大いに又は一定程度高まったと回答した。
- 協定の規模階層別に分析すると、規模の大きい協定ほど意識が高まったとする回答が多かった。



6 今後の中山間地域等直接支払制度のあり方について

(1) 中山間地域の農業農村を維持する上で、今後も中山間地域等直接支払制度が必要か。

- 全協定のうち1,301協定(99%)が制度の継続を求めているが、そのうち346協定(26%)は制度の見直しが必要と考えている。
- 協定の規模階層別に分析すると、15ha未満の協定は規模が大きくなるにつれ、制度の見直しが必要と考える協定の割合が増えた。



(2) どのような見直しが必要と考えているか。【自由意見、回答294協定、22%】

- 制度の見直しの具体的な内容については、事務の簡素化や返還要件の緩和を求める意見が多かった。
- (1)で15ha以上の協定では現行制度のままでの継続が多かったが、規模の大きい協定では、事務に長けた人材の確保や生産組織の設立が進み、将来にわたり取組を継続する体制が整っている協定の割合が高いことが要因と考えられる。

内訳	主な内容	関連ワード	回答に含まれる率
事務の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金申請、報告書類を簡素化しなければ、役員のなり手がいない。 ・ 交付金の申請や実績報告などの手続きが高齢者には難しいため、簡略化してもらいたい。 	簡	25.5%
		事務	20.7%
返還要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面積が減少しても取組が継続できるようにしてもらいたい。 ・ 集落協定に出入りしやすいように、遡及返還を脱退農地のみや返還金の少ないケースを作ってもらいたい。 	返還	10.2%
単価改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畦畔の割合が高い農地への補助率を高くしてもらいたい。 ・ 急傾斜地と緩傾斜地の交付単価は格差が大きいため、緩傾斜の交付単価を上げてもらいたい。 	増額	6.8%
		単価	5.8%
期間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年の単位を例えば1年の活動で自由に組み替えできる仕組みにしてもらいたい。 ・ 高齢化が進む中、5年先を見通すことは困難であり、不安な面もあることから、3年程度の期間にしてもらいたい。 	長い	3.4%
		期間	4.8%
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 草刈りの省略化機械の提供など、中山間地の実状に合わせた支援をしてもらいたい。 ・ 対象農用地の要件を緩和・拡大してもらいたい。 ・ 収益向上となる農作物の推進に取り組めるような指導をもらいたい。 		

7 まとめ

- 協定規模が大きいほど、法人・生産組織の設立など担い手の確保が進んでおり、協定農用地の拡大や、都市農村の交流なども前向きに検討している傾向が伺えた。
- このため、将来にわたり農用地を維持し、地域を活性化させる体制の強化を進めるためには、協定範囲の拡大が必要と考えられるが、これについては、担い手やリーダーなど人材の不足が課題となっており、組織・法人の設立や核となる人材の確保に対する支援が期待されている。
- 中山間地域の農業農村を維持する上で、99%の協定が本制度を必要としている。

都道府県中間年評価書（案）

都道府県名	岡山県		担当部署	農林水産部農村振興課	
(市町村数)			(協定数)		
① 全市町村数	27市町村		① 協定数	1,337協定	
② 対象市町村数	25市町村		② 基礎単価	376協定	
③ 促進計画策定市町村数	25市町村		体制整備単価	961協定	
④ 交付市町村数	25市町村		③ 集落協定	1,315協定	
			④ 個別協定	22協定	
(交付面積)					
項目			面積	割合	
① 耕地面積			65,600ha		
② 対象農用地面積			16,193ha	24.7%	
③ 交付面積			12,088ha	74.7%	
基礎単価取組面積			2,669ha	22.1%	
体制整備単価取組面積			9,419ha	77.9%	
④ 加算面積			650ha	—	
集落連携・機能維持加算			140ha	—	
超急傾斜農地保全管理加算			505ha	—	
⑤ 地目別交付面積			11,576ha	95.8%	
田			486ha	4.0%	
畑			21ha	0.2%	
草地			5ha	0.0%	
採草放牧地					
⑥ 交付基準別交付面積			7,084ha	58.6%	
急傾斜			5,004ha	41.4%	
緩傾斜					
交付総額	18.1億円	配分割合	(個人)	63.1%	(共同取組) 36.9%
(協定の概要)					
① 1協定当たり	参加者数	15.5人	③ 1市町村当たり協定数	53.5協定	
	交付面積	9.0ha		交付面積 483.5ha	
	交付金額	135.3万円		交付金額 7,236.2万円	
② 参加者1人当たりの交付金	8.8万円				
交付金交付の評価（運用第17等）					
1 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況					
集落の10～15年後の将来像を明確化する「集落マスタープラン」は、それぞれの集落において地域の実態に応じた多様な活動内容が計画されている。					
最終年度である平成31年度までに目標が達成されると見込まれる協定は全体の99.6%であり、大半の集落協定において5年間の活動計画に沿った取組が着実に実施されている。					
一方、高い目標を掲げた一部の集落協定においては、将来に向けた活動に遅れ等が生じており、最終年度までに確実に目標を達成するよう市町村が指導・助言している。					

(参考) 各集落協定に対する市町村の評価

集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況	評価	優良	適当	要指導・助言	返還等
	協定数	129	1,181	5	0
	割合	9.8%	89.8%	0.4%	0.0%

2 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況

必須事項の農業生産活動等については、平成31年度までに目標が達成される見込みの協定は全体の約99.6%であり、大半は活動計画に沿って着実に実施されている。

一方、複数の取組を実施することとしている一部の集落協定において、遅れが生じている活動があり、最終年度までに確実に取組が行われるよう市町村が指導・助言している。

(参考) 各集落協定に対する市町村の評価

農業生産活動等として取り組むべき事項の達成状況		評価	優良	適当	要指導・助言	返還等
必須	耕作放棄の防止等の活動	協定数	117	1,192	6	0
		割合	8.9%	90.6%	0.5%	0.0%
必須	水路・農道等の管理	協定数	203	1,110	2	0
		割合	15.4%	84.4%	0.2%	0.0%
選択的必須	多面的機能を増進する活動	協定数	83	1,225	7	0
		割合	6.3%	93.2%	0.5%	0.0%
計(延合計)		協定数	403	3,527	15	0
		割合	10.2%	89.4%	0.4%	0.0%

3 自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況

自律的かつ継続的な農業生産活動等(体制整備単価)に取り組む集落協定は940協定であり、協定全体の71.5%となっている。

平成31年度までに目標が達成される見込みの協定は全体の約99.5%であり、大半は計画に沿って実施されている。

一方、複数の取組を実施することとしている一部の集落協定において、遅れが生じている活動があり、最終年度までに確実に取組が行われるよう市町村が指導・助言している。

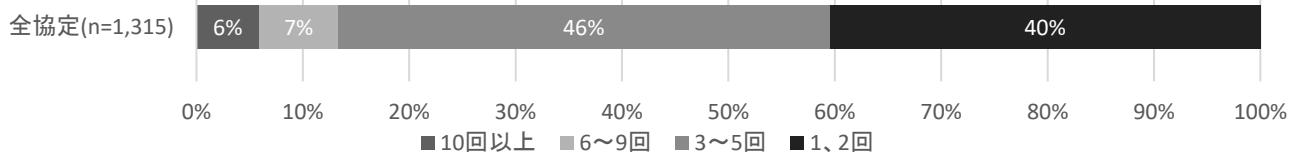
(参考) 各集落協定に対する市町村の評価

農業生産活動として取り組むべき事項の達成状況		評価	優良	適当	要指導・助言	返還等
必須	農用地等保全体制整備	協定数	41	896	3	0
		割合	4.4%	95.3%	0.3%	0.0%
選択的必須	農業生産活動等の継続に向けた取組(A要件)	協定数		5	2	0
		割合	0.0%	71.4%	28.6%	0.0%
	農業生産活動等の継続に向けた取組(B要件)	協定数		17		0
		割合	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	集团的かつ持続可能な体制整備	協定数		924	5	0
		割合	0.0%	99.5%	0.5%	0.0%
計(延合計)		協定数	41	1,842	10	0
		割合	2.2%	97.3%	0.5%	0.0%

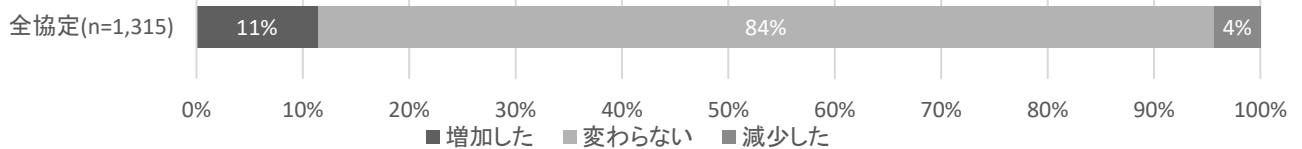
4 集落協定内における話合いの状況

集落協定内での話合いの年間回数は平均3.7回で、適時・適切に実施されている協定は1,230協定(93.5%)となっている。話合いが減少したり、不十分な協定について、協定参加者の意見交換などを充実させるよう市町村が指導・助言を行っている。

【話合いの年間回数】



【4期対策前からの増加の有無】



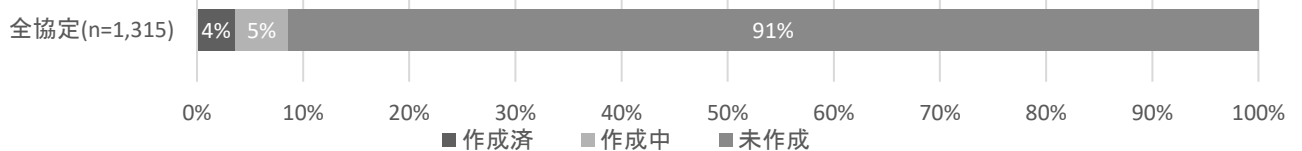
(参考) 各集落協定に対する市町村の評価

集落協定内における話合いの状況	評価	優良	適当	要指導・助言	返還等
	協定数	65	1,170	80	0
	割合	4.9%	89.0%	6.1%	0.0%

5 集落戦略への取組状況

15ha以上の集落協定、又は、集落連携・機能維持加算に取り組む集落協定が集落戦略を作成した場合、協定活動違反などによる遡及返還規定が、全ての農地から当該農地のみとなる。この集落戦略を作成済みの協定は48協定(4%)で、今後作成見込の協定は65協定(5%)であった。本県では、15ha以上の集落協定は204協定(16%)であり、この緩和措置の対象となる協定は少ない。

【集落戦略の作成状況】



(参考) 各集落協定に対する市町村の評価

集落戦略への取組状況	評価	優良	適当	要指導・助言	返還等
	協定数	19	866	430	0
	割合	1.4%	65.9%	32.7%	0.0%

<参考事項：市町村の指導・助言の内容について>

市町村は、平成29年度までの各協定の実施状況を踏まえ、平成31年度までの取組に課題がある協定に対して指導・助言を行っているが、その詳細は以下のとおりである。

市町村が指導・助言した協定内訳

	指導・助言が不要な協定		指導・助言を行った協定				
	協定数	割合	うち集落戦略・話合い以外	協定数	割合	協定数	割合
協定数	862		475	30	475	30	
割合	64	%	36	2	36	2	%
集落協定	840		475	30	475	30	
割合	64	%	36	2	36	2	%
個別協定	22		0	—	0	—	
割合	100	%	0	—	0	—	%

指導・助言の分類内訳

指導・助言の内容による分類	市町村数		協定数	
		割合		割合
該当協定数等	17	68%	475	36%
① 話し合い活動の充実	7	28%	17	1%
② 非農家等多様な人材の参画推進	8	32%	17	1%
③ 市町村、JA、農地中間管理機構等との連携強化	8	32%	259	19%
④ 地域外農業者等との連携強化	6	24%	15	1%
⑤ 近隣集落等との連携強化	10	40%	271	20%
⑥ 活動内容の再検討(変更)				
ア 活動項目	2	8%	3	0%
イ 達成目標	1	4%	2	0%
ウ 加算措置	0	0%	0	0%
エ 単価	0	0%	0	0%
⑦ 組織的な営農活動の導入	3	12%	44	3%
⑧ 共同取組活動の充実	6	24%	18	1%
⑨ 共同取組活動や集落行事の再点検(内容や参加状況)*	10	40%	120	9%
⑩ 協定参加者の意向把握*	10	40%	163	12%
⑪ 農業者や農業生産活動の状況を提示(課題の明確化)*	6	24%	280	21%
⑫ その他	2	8%	5	0%

* は、話し合い及び集落戦略への取組のみに対する指導項目

返還等の措置が必要な市町村・協定数

[全額返還／2割返還／加算分返還／交付停止]	該当なし
------------------------	------

1 制度の成果と課題

(1) 農業生産体制

1,337の集落協定等では、12,088haの協定農用地において、農道・水路等の管理、周辺林地の管理、景観作物の作付け等、協定の取組事項に基づき、協定参加者が連携した農業生産活動等の取組によって耕作放棄地の発生を未然に防止している。

また、アンケート結果によると約6割の協定では集落営農組織、農業法人、認定農業者等の担い手が集落協定に参加しており、こうした担い手によって安定的な農業生産が行われていることが伺える。

一方で、認定農業者、集落営農組織等の担い手が参加していない小規模協定にあつては、近隣の集落協定との統合などにより、将来にわたり安定的に農業生産を継続させる体制づくりを進める必要がある。

(2) 所得形成

アンケート結果によると協定農用地の農作物の作付状況は、水稻が最も多く7割を占め、収益性の高い野菜・果樹の作付けは1割を下回っている。

中山間地において農業生産活動を継続させるには、儲かる農業を実践し次世代の担い手へ経営を継承していくことが重要であり、野菜・果樹等収益性の高い作物への転換や、6次産業化等を推進する必要がある。

(3) 集落維持

集落協定の活動として、集落の将来像や共同作業に関する取り決め、機械の共同利用など活発な話し合いが行われており、アンケート結果では、77%の協定が本制度の取組を通じて目標を共有し、共に力を合わせて活動する意識が高まったと回答している。

(4) 行政取組等

市町村では、各協定の協定書や集落戦略の作成支援など事務の負担軽減に向けた支援のほか、集落等への説明会や担い手への働きかけ等、取組の拡大に向けた推進活動を行っている。

県では、取組拡大キャラバンを実施し、市町村ごとに地域の実情に応じたきめ細やかな指導・助言、及び農業者向けパンフレットの作成により制度を推進した結果、新規協定の締結及び取組面積の拡大につながったと考えている。

(5) 制度全体に係る総合的な評価

制度による耕作放棄地発生防止効果について集落協定のアンケート結果によると、制度に取り組みなかった場合、耕作放棄地が農地の1～3割程度発生するとした協定は71%、4割以上とした協定が14%に上るなど、耕作放棄地の発生防止効果は高い。

規模の大きな協定では、集落営農法人の設立など担い手の確保が進み、次期対策においても協定の更なる拡大や、都市農村交流など前向きな志向が伺えるが、一方で小規模協定を中心に次期対策への取組が困難とする協定も存する。こうした地域も含め、県全域で将来にわたり農用地を維持する体制を構築するためには、担い手やリーダーといった核となる人材の確保・育成が必要と考えられる。

2 制度の改善・見直しの方向性

(1) 現行協定が継続して取り組める制度への改善

集落協定へのアンケート結果によると、平成32年度以降の次期対策について約9割の協定が継続するとの回答があった。一方、協定参加者の高齢化やこれに伴うリーダー不足等により、今後、継続困難となる集落協定の発生が危惧されるが、継続できなかった場合、集落コミュニティの衰退が懸念される。

高齢者が中心である集落協定が継続的に本制度に取り組めるよう、地域の実態を踏まえた制度の要件緩和（5年間の協定期間を短縮、交付金返還免責要件の拡充等）、及び事務の簡素化・支援体制の強化等の推進が必要である。

(2) 農業生産体制の強化に向けた多様な取組支援

高齢化及び過疎化により、農家戸数が減少するなど集落が縮小している集落協定においては、今後、集落での共同活動の持続が困難となることが見込まれる。

アンケート結果によると、こうした集落では、担い手やリーダーなどの人材の確保が課題となっており、集落営農法人の設立等農業の担い手や新規就農者、地域おこし協力隊など核となる人材の確保に対する取組に対し、インセンティブを与える制度への改善が必要である。

(様式2-2の別紙1)

「指導・助言」の内訳

対応の方向	集落協定数	個別協定数
① 話し合い活動の充実	17	0
② 非農家等多様な人材の参画推進	17	0
③ 市町村、JA、農地中間管理機構等との連携強化	259	0
④ 地域外者等との連携強化	15	0
⑤ 近隣集落等の連携強化	271	0
⑥ 活動内容の再検討（変更）	0	0
ア 活動目標	3	0
イ 達成目標	2	0
ウ 加算措置	0	0
エ 単価	0	0
⑦ 組織的な営農活動の導入	44	0
⑧ 共同取組活動の充実	18	0
⑨ 共同取組活動や集落行事の再点検（内容や参加状況）＊	120	0
⑩ 協定参加者の意向把握＊	163	0
⑪ 農業者や農業生産活動の状況を提示（課題の明確化）＊	280	0
⑫ その他（ ）	5	0

＊は「集落協定内での話し合いの状況」「集落戦略への取組状況」のみに該当する指導助言項目
注） 中間年評価の結果、市町村が必要とした指導・助言の内容を集計して下さい。

「返還措置等」の内訳

指導内容	集落協定数等	
	件数	金額(円)
① 農業生産活動等の未実施(全額遡及返還)	0	0
② 多面的機能の増進活動の未実施(全額遡及返還)	0	0
③ 耕作放棄地等の復旧等の未実施(当該農用地分の遡及返還、当該年度以降全額交付停止)	0	0
④ 耕作放棄地の管理の未実施(次年度以降全額交付停止)	0	0
⑤ 水路・農道等の維持・管理の未実施(全額遡及返還)	0	0
⑥ 個別協定【委託契約等の解除、農業生産活動等の未実施、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項の未実施】(当該農用地分の全額遡及返還、当該農用地分の次年度以降交付停止、2割相当の遡及返還)	0	0
⑦ 集落マスタープラン(次年度以降全額交付停止)	0	0
⑧ 体制整備の未実施(2割相当の遡及返還)	0	0
⑨ 加算措置の未実施(加算分の遡及返還、次年度以降交付停止)	0	0

注) 中間年評価の結果、市町村が措置することとなったものを集計して下さい。

都道府県の推進活動等

都道府県名	岡山県	担当部署	農林水産部農村振興課					
1 市町村の取組に関する集計								
(1) 推進体制								
① 市町村数、25市町村 ② 1市町村当たりの担当者数、1.9人								
③ 業務の内訳								
協定書の審査や交付事務、実施状況の確認、集落の事務支援の従事日数が最も多かった。								
(市町村数、業務内容)								
従事日数1位	16	協定書審査・交付事務	5	実施状況の確認	4	集落への事務支援		
従事日数2位	11	集落への事務支援	8	実施状況の確認	6	協定書審査・交付事務		
従事日数3位	8	共同取組活動指導助言	6	集落への事務支援	5	実施状況の確認		
(2) 支援体制								
荒廃農地調査結果等の農地情報を農業委員会と共有したり、事務手続等について都道府県出先機関へ照会をしている市町村が多かった。								
① 関係機関・団体との連携状況、② 連携の内容								
関係機関名	市町村数	連携の内容	関係機関名	市町村数	連携の内容			
農業委員会	13	荒廃農地調査、転用等農地情報の共有	農地中間管理機構	6	利用権設定の推進			
都道府県出先機関	8	事務手続、制度の相談	JA	4	農家・農地の情報共有			
市町村他部局	7	申請書類窓口、用地買収等情報共有	土地改良区	2	情報共有			
③ 「支援チーム」による取組								
該当なし								
(3) 集落等への支援内容・効果								
① 市町村が行った主な支援内容								
協定書や集落戦略の作成支援など事務負担軽減に向けた支援を行う市町村が多かった。また、取組の拡大、加算措置の取組開始に向け集落等への説明会を実施する市町村もあった。								
② 市町村による支援の効果								
新たな協定の締結や加算措置の取組開始を支援の効果とする市町村が多かった。また、集落等に対し本制度を推進する中で、集落の意識向上や中心的人材が増加したとする市町村もあった。								
③ 市町村の自己評価結果								
(市町村数、回答割合)								
評価結果	◎		○		△		×	
市町村数	3	12%	21	84%	1	4%	0	0%

2 市町村の自己評価に対する都道府県の評価

(1) 市町村の推進活動等に関する評価

県内の1市町村当たりの平均協定数が53協定もある中で、市町村では、協定書の審査や交付の事務手続、実施状況の確認など基本的な業務が従事日数の大半を占めているが、一方で、協定書の作成支援、集落説明会など、地元に着した推進を行っていることが取組の拡大につながっていると考えている。

(2) 今後、必要な支援

高齢化や担い手の減少が進む中、非農家の参画や集落協定の統合及び集落戦略の作成など活動体制の強化に向けた支援が必要と考える。

3 都道府県による市町村への支援の内容等

(1) 都道府県の推進体制

3か所の県民局（出先機関）と情報共有しながら市町村への助言や制度の促進に当たるほか、多面的機能支払制度、環境保全型農業直接支払制度の各担当課と連携して第三者委員会を実施し外部有識者からの評価を受け、事業を推進している。

(2) 市町村に対する支援内容と効果

No.1	全市町村を対象とした取組拡大キャラバンの実施
No.2	取組拡大に向けたパンフレットの作成
No.3	担当者会議及び新任担当者研修会の実施

市町村に対する支援の効果

取組拡大キャラバンを実施し、市町村毎に地域の実情に応じたきめ細やかな指導・助言、及び農業者向けパンフレットの作成により制度を推進した結果、新規協定の締結及び取組面積の拡大につながった。

4 都道府県の推進活動等に関する自己評価等

(1) 都道府県の推進活動に関する自己評価

市町村と連携した推進により、新たな協定締結や取組面積の拡大などの成果につながったと考えている。一方、集落協定の統合や集落戦略の策定など、活動体制の強化に向けた取組については、一部市町村での実施にとどまっていることから、こうした取組が広がるよう、他の市町村への周知が必要と考えている。

(2) 本制度の推進に関する課題と今後、必要な支援

本県では、一協定当たりの取組面積が小さいことが特徴であり、今後、一層の高齢化や人口減少が進む中、脆弱化する協定をいかに強化していくかが課題と考えている。このため、近隣協定との合併による協定の取組面積拡大を推進するとともに、集落営農法人の設立等の担い手の確保・育成や非農家の参画を進め、協定の体制強化を進めたいと考えている。